

一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物 (併せ産廃) について

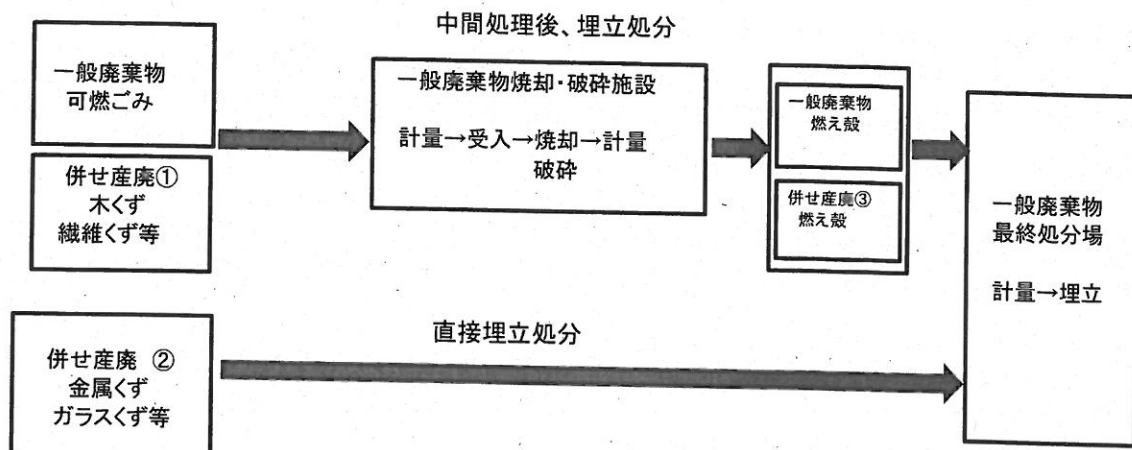
1 法律の規定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条
(事業者及び地方公共団体の処理)

第11条 (略)

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

2 処理の流れ (処理フロー)



3 自治体の課税状況

平成25年12月に実施した調査では、産業廃棄物税を導入している27自治体の併せ産廃に対する課税状況は下記のとおり。

(1) 課税対象としている自治体の状況

併せ産廃を課税対象としているのは15自治体である。ただし、併せ産廃への課税実績があるのが8自治体、課税実績が無い又は回答が無かったのが7自治体であった。

課税実績のある自治体の併せ産廃に対する課税標準量の算出(埋立処分以外の場)は、各市町村等が合理的な方法(焼却残さ率による算出など)で算出している。

(2) 課税対象としない自治体の状況

併せ産廃を課税対象としない主な理由は以下のとおりである。

- ① 併せ産廃の受入は、市町村の総合的な政策判断によるものであるため。
- ② 課税標準量の公正な算定が困難なため。
- ③ 併せ産廃の量が少ないため。

4 本県の状況

平成23年度福島県の一般廃棄物処理の状況（平成24年3月末現在）から、併せ産廃を処理している施設及び埋立量（推計）は以下のとおりとなっている。

※焼却する産業廃棄物の残さ率や破碎後の残さ量及び処分方法など一部仮定して推計している。

(1) 併せ産廃の処理を行っている市町村等

福島市、郡山市、田村広域行政組合、会津地方広域市町村圏組合

(2) 施設数

7施設（焼却：郡山市2、田村広域行政組合1

破碎：福島市1、会津地方広域市町村圏組合1

直接埋立：福島市1、会津地方広域市町村圏組合1）

(3) 併せ産廃の埋立量の推計

焼却・破碎 約 1,222 t (図1の①、③)

直接埋立 約 233 t (図1の②)

合計 約 1,455 t

5 併せ産廃への課税に係る事務等

併せ産廃に課税する場合、税の徴収方法は市町村等による特別徴収が想定され、県の事務としては市町村等が作成する申告書等の確認や現地調査等の事務が生じ、市町村等の事務としては排出事業者からの税徴収や申告書の作成等の事務が生じるため、これらの事務に係るコストと税収を比較・検討する必要がある。

現在、本県では税収額の7%を徴税経費とし、その中から特別徴収義務者が税を徴収する事務負担に対して、期限内申告納入分の2.5%の金額を事務手数料として交付している。

4の推計による場合の税収は約145万円となる見込みである。

6 併せ産廃への課税に対する課題

○併せ産廃の処理は、公益上の観点から市町村等が条例等で受入をする産業廃棄物の種類や料金を定めて行っているものであり、市町村等の政策判断に影響を与えるおそれがある。例えば、地域環境保全のために市町村等が自ら不法投棄物の撤去を行い、併せ産廃として処理しているものがあり、この場合、納税義務者をどうするかなどの課題がある。

○併せ産廃の課税標準量の算出方法（埋立処分以外の場合）について、課税している自治体では、各市町村等が合理的な方法により算出している状況であり、税の公平性の観点から課税標準量の算出方法について十分な検討が必要である。